保険医療機関における院内掲示

厚生労働大臣の定める掲示事項(令和6年6月1日)

管理者 松本 吉郎 標榜科目 内科・小児科

診療日・診療時間及び休日に関する事項

月曜日~土曜日 午後 8 時~10 時(受付 30 分前までには、お越しください。) 日曜祭日 午前 9 時~11 時(受付 30 分前までには、お越しください。)

午後 1 時~ 3 時(受付 30 分前までには、お越しください。) 午後 8 時~10時(受付 30 分前までには、お越しください。)

午後 8 時~10時(受付30分前までには、お越しください。)

関東信越厚生局への届け出事項に関する事項

当院は、次の施設基準に適合している旨の届け出を行っております。

【基本診療料】

●医療 DX 推進体制整備加算

【特揭診療科】

●地域連携小児夜間・休日診療所1

【当診療所は、初診・再診料に対して次の時間外加算を算定しております。】 ※加算点数(金額)は、「初診」「再診」「年齢」によって異なります。

平日	
診療開始より、9時 59分まで	時間外特例加算
日曜・祝日※12月29、30、31日、1月1、2、3日も含む。	
診療開始より、9時 59分まで	休日加算

【保険外負担に関する事項】

診断書及び証明書・その他の書類	税込
一律	3,300 円
お薬容器代	50 円
おむつ代	100 円
病児保育の診療情報提供書は記載してお	りません。翌日、かかりつけ医にご相談
ください。	

※診断書は、診療担当医師が記載発行の判断(当日の担当医師がいる時間帯のみとなります。) ※書類に関しましては、必要が無くなった場合でも返金は出来かねますのでご了承ください。

治癒証明書は本来不要

医師によるインフルエンザの診断書や治癒証明書は医学的には不要です。厚生労働省からも「インフルエンザ・コロナの診断書や治癒証明書の提出を求めないように」という通達が出されていますが、いまだにこれが適用されていない職場や学校等があります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

一般社団法人川越市医師会夜間休日診療所